

2024年11月11日

## 中国：両用品目輸出管理条例の制定、反差別調査の開始

弁護士 中川 裕茂 / 弁護士 横井 傑 / 弁護士 高嵯 直子 / 弁護士 張 超鵬 /  
北京オフィス顧問 李 彬 / 上海オフィス顧問 丁 益

### Contents

- I. 両用品目輸出管理条例の制定
- II. 対外貿易法に基づく対外貿易調査

## I. 両用品目輸出管理条例の制定

弁護士 横井 傑 / 上海オフィス顧問 丁 益

2024年10月19日、中国の安全保障貿易管理の重要法令である「両用品目輸出管理条例」が公布された。両用品目とは、いわゆるデュアルユース品（民生用品でありながら軍用等にも利用可能な物品）を指す。中国の安全輸出貿易管理の基本法は、2020年12月1日に施行された輸出管理法であるが、中国のデュアルユース品の輸出管理は、同法が施行された後も従来の実務を微調整したに留まっており、新法に基づく抜本的な制度改革は先延ばしになっていた。今回の「両用品目輸出管理条例」の公布・施行は、制度改革の起点となり得るものであり、今後の実務の動向が注目される。

### 1. 中国におけるデュアルユース品輸出管理の変遷

中国には、従来、安全保障貿易管理を統一的に規律する法令はなく、核関連デュアルユース品目、生物関連デュアルユース品目、化学品など大量破壊兵器にかかる関連品目の輸出を規制する行政法規が個別に制定されているのみであった。

その後2020年12月1日に安全保障貿易管理の基本法として輸出管理法が施行された。同法の管理品目の定義が大量破壊兵器関連のデュアルユース品目に加えて通常兵器関連のデュアルユース品目を排斥

しない内容であったことで、安全保障貿易管理の適用対象が拡大されるのではないかと注目を集めた。しかしながら、その後実施細則や新たな管理リストが制定されず、実務は更新されてこなかった。

今回の「両用品目輸出管理条例」(以下「本条例」という。)の施行では、輸出管理法が具体化されたことに加え、従来の核関連デュアルユース品目や生物関連デュアルユース品目などの輸出を規制する行政法規が廃止されて本条例に統合され<sup>1</sup>、また本条例の施行時に新しい両用品目輸出管理リストが公表される見込みとなった。これによって中国の安全保障貿易管理法制は、大きく動き出したと評価できる。

## 2. 条例の全体像

### (1) 許可制

本条例に基づいてデュアルユース品を輸出する際には、許可制が採用されている。輸出許可には、輸出毎に取得する個別許可のほか、包括許可、登録・情報記入方式の輸出証明書の取得の3種類がある。

従来は、輸出者は、事前に両用品目輸出業者登録が必要であったが、現在では輸出業者登録制度は廃止されている。

### (2) 管理品目

本条例の適用対象であるデュアルユース品は、「民用でありつつ、軍事用又は軍事的潜在力の向上に資し、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう。また関連する技術資料等のデータも含む。」と定義されており、輸出管理法における定義を踏襲している。

輸出管理品目は、既に輸出管理法でも規定されていたとおり、①管理リスト規制、②臨時管理、③キャッチオール規制の3つの方法で指定される。

既述のとおり、本条例の施行に合わせて新しい両用品目輸出管理リストが実施される見込みとなっており、新しいリストで通常兵器関連のデュアルユース品目が追加されるかに注目が集まっている。

## 3. 再輸出規制

輸出管理法では再輸出規制が規定されたことが注目を集めた。草案段階では、米国の Export Administration Regulations(EAR)に基づく再輸出規制類似の条項が規定されていたが、施行された法令では具体的な内容が削除され、再輸出に輸出管理法の適用がある旨の規定のみが残ったため、いかなる場合に輸出管理法が適用されるのか懸念されていた。

本条例は、以下のとおり、米国再輸出規制によく似た再輸出規制を規定しており、輸出管理法から一步踏み込んだ内容を定めている。実務上、米国再輸出規制についてデミニマス・ルールが複雑で理解が難しい、再輸出時の原産国の判別が難しいなどの懸念が聞こえており、今後の規定次第では、中国再輸出規制についても同様の問題が生じる可能性がある。

① 中国産両用品目が一定割合含まれる両用品目の再輸出(デミニマス・ルール)

<sup>1</sup> 行政法規のうち、監督規制化学品管理条例、核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例は、引き続き効力を有するので留意されたい。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>② 中国由来技術により中国域外で製造された両用品目の再輸出</li><li>③ 中国産両用品目の中国域外からの再輸出</li></ul> |
|--|

#### 4. 注視リストの導入

本条例では、米国の Unverified List(UVL)類似の注視リストが導入された。輸出管理においては、管轄当局が各輸出取引におけるエンドユーザー及び最終用途を管理しているが、輸入業者、エンドユーザーの不協力によりエンドユーザー及び最終用途が確認できず、懸念が生じた場合には該当する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに掲載することとなる。

輸出業者は、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して輸出する場合に包括許可、登録・情報記入方式による輸出証明書の取得申請などの簡易申請が使えなくなり、個別許可の際にもリスク評価報告書の提出と法令遵守誓約書の提出が必要となる。

#### 5. みなし輸出

輸出管理法においては、貨物・技術・サービスが国境を越えて移動しているか否かにかかわらず、中国籍の組織・個人が外国籍の組織・個人に対してデュアルユース品を提供することも輸出とみなす(いわゆる「みなし輸出」)との規制に注目が集まった。

しかしながら、本条例ではこの点について特に具体化はされていない。

#### 6. おわりに

以上のとおり、中国の安全保障貿易管理法は、本条例の制定により動きをみせている。未だ更なる細則・リストの制定が待たれる範囲は多く残っており、実務上の具体的な検討に入れる段階ではないが、今後の立法動向には引き続き注目が必要と思われる。

## II. 対外貿易法に基づく対外貿易調査

弁護士 中川 裕茂 / 弁護士 横井 傑 / 弁護士 高崎 直子 / 弁護士 張 超鵬  
/北京オフィス顧問 李 彬

2024年8月、カナダが中国産EV、鉄鋼及びアルミニウムについて関税引上げ等を発表した<sup>2</sup>。これに対し、中国は、WTO紛争解決手続への提訴<sup>3</sup>に加え、カナダの措置が中国産品に対する一方的な貿易制限措置にあたるとして、反差別調査(以下「反差別調査」という。)の実施を発表した(対外貿易法7条、36条)。かかる反差別調査は初めてのケースであり、中国が外国の対中措置に対して新たな法的ツールを使い出したことを意味する。中国の対外貿易法による措置は、企業の中国への輸出、中国での活動に直接的に影響を与える可能性がある。本稿では対外貿易法に基づく調査の概要について説明する。

### 1. はじめに

反差別調査は、対外貿易法(1994年5月公布、同年7月施行)に基づく手続である。同法における反差別調査に関する規定は、以下のとおりシンプルであり、ほぼ実体的要件や調査手続、さらにはその効果に関して指針となる記載はない。すなわち、中国政府は、「差別的な禁止・制限、その他の類似する措置」であると考えられる場合には、「相応の措置」を講じることができるという意味で、ほぼフリーハンドでの調査や決定を行うことができる。中国では、一般的に抽象的な規定しか置かれていない場合には、法律上の根拠があるからといって実際に利用することは少なく、細則があつて初めて利用することが多いといえるが、反差別調査に関しては例外ともいえる。

第7条	いずれかの国又は地域が、貿易分野で中華人民共和国に対して差別的な禁止、規制又はその他の類似する措置を講じる場合は、中華人民共和国は、実状に基づき、当該国又は当該地域に対して相応の措置を講じることができる。
-----	--

### 2. 対外貿易調査の概要

対外貿易法36条は、「対外貿易秩序を維持するため」、国務院対外貿易主管部門(商務部)が、以下の事項について、調査が行うことができると規定する。このうち、3項の貿易救済措置のための調査(AD調査、CVD調査、セーフガード調査)が最もよく発動されているほか、2項の貿易障壁調査も発動実績がある。他方、反差別調査(6項)も含め、その他の対外貿易調査の発動実績は見当たらない。

---

<sup>2</sup> 中国製EVに対する100%の追加関税の賦課措置、中国製鉄鋼及びアルミ製品に対する25%の追加関税の賦課措置、カナダのクリーンエネルギー車両補助金を享受できる国の範囲を制限する措置。また、カナダは、関税引上げと同時に、バッテリー、同部品、半導体、太陽光製品、重要鉱物についての徴税についてパブコメを含む検討を公表しており、今回の中国の反差別調査ではこれらの将来的措置も調査対象として含まれている。<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>

<sup>3</sup> Canada - Certain Products (China) (2024, DS627)  
[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds627\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds627_e.htm)

(1)	貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易が国内産業及びその競争力に与える影響
(2)	関連する国又は地域の貿易障壁
(3)	法に従いアンチダンピング、反補助金又はセーフガード等の対外貿易救済措置を講じるべきか否かを確定するため、調査を必要とする事項
(4)	対外貿易救済措置を迂回する行為
(5)	対外貿易における国の安全と利益に関する事項
(6)	本法の第 7 条、第 28 条の第 2 項、第 29 条、第 30 条、第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項の規定を執行するために調査を必要とする事項
(7)	その他の対外貿易秩序に影響を及ぼし、調査を必要とする事項

法文上、必ずしも明確ではないものの、対外貿易調査は、その調査の種別を問わず、調査開始の公告がなされた後、質問状調査、公聴会、実地調査、委託調査等の手法で調査され、商務部が調査結果に基づき調査報告を提出、または処理裁定が行われる(同法 36 条乃至 38 条)。また、対外貿易調査の結果に基づき適切な対外貿易救済措置を講じることができるとされている(同法 39 条)。「適切な対外貿易救済措置」の内容は対外貿易法では特段特定されていないものの、追加関税賦課、関税引上げ、紛争解決手続の提起以外にも様々な措置を適用する可能性がある。

### 3. 貿易障壁調査

カナダの中国産EV、鉄鋼及びアルミニウムに対する関税引き上げ等の措置については、貿易障壁調査という手続を行うことができたはずである。貿易障壁調査は、反差別調査とは異なり比較的詳細な手続規定である対外障壁調査規則(2005 年)が存在する。同規則では、貿易障壁の定義(同規則 3 条)や、調査機関(同規則 10 条、31 条)、などの規定が設けられている。中国による利用実績も数多くはないが、存在し、最近の事例としては、台湾による中国産品(農産品、化学工業製品、繊維等)への輸入制限措置について、国内事業者の申請を受け、2023 年 4 月、貿易障壁調査を実施し、貿易障壁を認定、一定の台湾産品への海峡兩岸経済協力枠組み協議に基づく関税優遇措置を停止した。また、EU の外国補助金規則に基づく中国企業への調査関連措置についても、国内事業者の申請を受け、2024 年 7 月、貿易障壁調査を開始している(来年 1 月調査終了見込み)。

### 4. 反差別調査

貿易障壁調査と異なり、6 項の反差別調査(同法 7 条、36 条)については、回規則等は特段制定されていない。商務部による調査開始公告によれば、調査は商務部の貿易救済調査局(アンチダンピング等の貿易救済措置の管轄部署)が実施し、質問状、公聴会、現地調査、委託調査等が行われる予定である。また、調査期間は 3 か月(ただし、特殊な状況においては延長できるとされている)となっている。上述のとおり、中国は 2024 年 9 月にカナダの関税引上げ等の措置に対して反差別調査を開始しているところ、年末に向けての動向は、詳細規則がない中でどのようにして反差別調査が行われ、関連する法がどのように解釈適用されるのか注目に値する。

## 5. おわりに

中国産品に対する他国からの貿易措置に対しては、中国の対外貿易法に基づく貿易障壁調査に加えて、反差別調査が今後もその利用される可能性が十分にある。しかし、反差別調査については詳細規則がないため、調査の手続、内容や調査結果に基づく措置の内容について不明確な点が多い。今後の関連調査の動向、詳細規則の制定の動きには引き続き注目が必要と思われる。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
    - 弁護士 高崎 直子 ([naoko.takasaki@amt-law.com](mailto:naoko.takasaki@amt-law.com))
    - 弁護士 張 超鵬 ([chaopeng.zhang@amt-law.com](mailto:chaopeng.zhang@amt-law.com))
    - 北京オフィス顧問 李 彬 ([li.bin@amt-law.com](mailto:li.bin@amt-law.com))
    - 上海オフィス顧問 丁 益 ([ding.yi@amt-law.com](mailto:ding.yi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)